



公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室

TEL: 03-3437-5466 FAX: 03-3578-6687 E-mail: jclu@jclu.org URL: www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL: +81-3-3437-5466 FAX: +81-3-3578-6687 E-mail: jclu@jclu.org URL: www.jclu.org/

2013 年 12 月 6 日

抗議 声 明

公益社団法人 自由人権協会
代表理事 喜 田 村 洋 一
同 紙 谷 雅 子
同 三 宅 弘

本日、特定秘密の保護に関する法律案が、参議院の本会議において強行採決され、賛成多数で可決された。

国の秘密保全法制のあり方に関する立場の違いを超え、国民の大多数は、明確に、この法案について拙速審議と強行採決に反対しているのであり、国会議事堂周辺では連日数千人の市民が反対の声を上げ続けている。そのような中で、審議を打ち切り、採決を強行して法案を成立させたことに、当協会は、強い怒りを込めて抗議する。

政権与党が立て続けに行った強行採決は、様々な意見をもとに十分な審議を尽くすという民主主義の本質に真っ向から反するものであり、多数の横暴そのものである。

当協会は、国民が主権を有する民主主義国家にあっては、国の情報はすべて国民の情報であり公開が原則であること、即時の公開が困難な国家秘密があっても、将来の公開は義務づけられねばならないことを指摘し、この法案が、行政による秘密指定を広範かつ超長期に認めており、市民の知る権利、表現の自由などの憲法上の人権を侵害するおそれが高く、また民主主義社会の必須の要素である情報の自由な流通を否定するものであることなどから、一貫して反対してきた。

この法律に対する反対の声は、この一ヶ月間で急速に高まった。国内のみならず、国外からも、次々と問題点が指摘され、衆議院を通過した後、国連人権高等弁務官が国連加盟国の特定の法案に関して懸念を表明するという極めて異例の事態も生じている。しかも、これまでの審理において政府側の説明が混乱を極めるとともに、昨日ようやく内閣官房による法案の逐条解説が一部国会議員に開示されたという経過に照らしても、内容に関する検討が尽くされていないことは明らかである。

この法律は、これまで日本が民主主義国家として目指してきた、情報が広く流通し、市民が自由に自分の意見を持つ社会を根底的に覆す危険を内包している。

当協会は、今回の可決に強く抗議し、民主主義とこれを支える知る権利・表現の自由に価値を見いだすさらに多くの市民とともに、この法律を施行させないことを広く訴えるものである。

以 上